

処方箋 第60号

処方箋 第60号

「コンビニで、電子ギフトカード（プリペイドカード型電子マネー）を買ってきて」は詐欺だぞ

スマホで『会員募集』メールで男性会員の悩みを聞くだけで月40万円が稼げる」とあり、3千円を支払い会員登録した。すると、報酬を受け取るための手続きだと説明され、次から次に合計で20万円支払った。支払いは、すべて『コンビニで売っている電子ギフトカード（プリペイドカード型電子マネー）』を購入し、その都度、カードの裏面にあるID番号を伝えるよう指示があった。指示通りにしたのに約束の仕事がもらえない。騙されたのか。（30歳代女性）

<相談の経緯>

これは、収入があると見せかけ、実は金銭を騙し取る詐欺の手口です。以前は詐欺の集金方法として、預金口座への振り込みやクレジットカード決済が利用されていましたが、利用者が特定されてしまうため、最近は、誰が利用したかわからない電子ギフトカードを利用する詐欺の手口が急増しています。カードに記載されたID番号を相手に伝えてしまった場合は、即、カードの発行会社に連絡しましょう。直後であれば、利用停止が間に合うこともあります。事例のケースは、カードの金額は既にすべて使われていました。



☆電子ギフトカード（プリペイドカード型電子マネー）とは…

コンビニやインターネットで簡単に購入ができ、ゲーム・音楽や商品の購入の決済手段として、特に、若い世代では馴染みのある支払方法です。しかし、便利な反面、カードそのものを相手に渡さなくても、カードに記載されたID番号を伝えるだけで、相手はカードの金額を使うことができます。一旦、使用された金銭を取り戻すことは非常に困難です。



友人になりすます詐欺の手口もあるので、相手が友人であっても、ID番号を教えるのは絶対にやめましょう。

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999